



平成 28 年 10 月 25 日

各 位

会社名 株式会社 オ プ テ イ ム
代表者名 代表取締役社長 菅 谷 俊 二
(コード番号：3694 東証第一部)
問合せ先 管理担当取締役 林 昭 宏
(TEL. 03-6435-8570)

臨時株主総会開催日及び付議議案の決定に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 10 月 12 日（水曜日）付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、平成 28 年 12 月 9 日（金曜日）に開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 28 年 10 月 31 日（月曜日）を基準日として定める旨をお知らせいたしました。本日開催の取締役会にて、下記のとおり、臨時株主総会を開催することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 開催日時 平成 28 年 12 月 9 日（金曜日） 午前 10 時
2. 開催場所 佐賀県佐賀市与賀町 1-2
ホテルニューオータニ佐賀 2階 キャッスルテラス
3. 目的事項
決議事項 議案 嶋内取締役解任の件

4. 解任の理由

嶋内敏博氏（以下「嶋内氏」）は、取締役就任後、①当社に告知することなく他社の代表取締役に就任していた事実の発覚、②秘密保持誓約の締結拒否、③役員責任の一部免除を求める要求、④職務発明が自己に帰属するとの主張、⑤登記等に要する必要書類提出の拒否・遅延など、取締役としての忠実義務及び善管注意義務に違反し、その資質に重大な疑義を生じさせる言動が相継ぎました。また、⑥嶋内氏の合弁事業計画は、達成目標やコストについての説明が二転三転し、目標売上の規模が縮小していくなど、当社の目指す合弁戦略と乖離する事態となった一方で、嶋内氏が当初、合弁事業計画案とあわせて提案していた高額報酬については、強硬に要求するなど、信頼関係を構築できない状態に至りました。

以上の経過より、嶋内氏については取締役就任の必要性、及び取締役としての適格性のいずれも欠ける状況に至り、かつ、残存任期中取締役の地位にあること自体が当社の企業価値・株主価値を損なうと判断し、本議案を上程するものであります。

5. 本決議が当社の業績に与える影響

本決議にかかわらず、決算説明会や 2016 年 3 月期通期決算短信補足説明資料等でお伝えしている合弁会社戦略については、変更を行うことはございません。また、本決議が当社の業績に与える影響は軽微であり、既に発表済みの業績予測等について変更を行うことはございません。

以 上